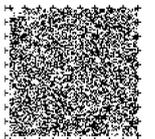
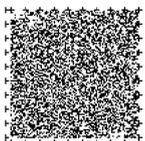


資料編





資料編

1. 志木市老人保健福祉計画審議会条例

平成5年3月30日

条例第3号

改正 平成8年12月24日条例第19号

平成11年12月22日条例第30号

(設置)

第1条 市が策定する老人保健福祉計画を適正なものにするため、志木市老人保健福祉計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、老人保健福祉計画に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員13人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市内の公共的団体の役員
- (3) 公募による市民
- (4) 行政機関の職員

2 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

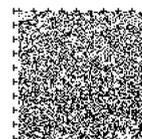
4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(幹事)

第7条 審議会に必要な調査並びに資料収集を行うため、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。



(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部高齢者ふれあい課において処理する。

(平8条例19・平11条例30・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年条例第19号) 抄

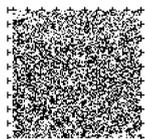
(施行期日)

第1条 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第30号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。



2. 志木市介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成10年11月2日

告示第131号

第1 (設置)

志木市における介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）の策定及び評価を行うため、志木市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 (所掌事務)

委員会は、事業計画の策定について、必要な事項を調査・研究し、事業計画の試案を作成するとともに、当該事業計画の事業運営期間の当初2年間における評価を行う。

第3 (組織)

委員会は、委員13人以内をもって組織し、次に掲げる者のなかから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市内の公共的団体の役員
- (3) 公募による市民
- (4) 行政機関の職員

2 委員の任期は、事業計画の試案の作成及び評価が終了するまでとする。

第4 (委員長及び副委員長)

委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5 (会議)

委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

第6 (庶務)

委員会の庶務は、健康福祉部高齢者ふれあい課において処理する。

第7 (その他)

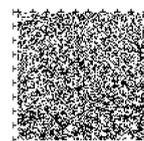
この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成10年11月2日から施行する。

附 則

この告示は、平成12年4月1日から施行する。



3. 志木市老人保健福祉計画審議会委員及び志木市介護保険事業

計画策定委員会委員名簿

平成26年4月

NO	氏名	備考
1	おおつかけんじ 大塚健司	特定非営利活動法人コスモス・アース理事長
2	わたなべしゅういちろう 渡辺修一郎	桜美林大学大学院老年学研究科教授
3	いわさきともひこ 岩崎智彦	朝霞地区医師会理事
4	にしひろき 西野博喜	朝霞地区歯科医師会志木市部副支部長
5	たにあいひろゆき 谷合弘行	志木市社会福祉協議会会長
6	かとうひろし 加藤浩	社会福祉法人志木福祉会理事長
7	ほさかやすし 穂坂泰	医療法人瑞穂会法人本部長
8	きのしたまさお 木下正雄	志木市町内会連合会副会長
9	てらいみちこ 寺井美知子	志木市老人クラブ連合会
10	はらふじひかる 原藤光	公募による市民代表
11	ねもとまさこ 根本マサ子	公募による市民代表
12	しみずよしこ 清水芳子	公募による市民代表
13	いちのせまさじ 市ノ瀬政二	朝霞保健所 副所長

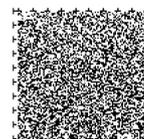
任期 平成26年4月1日～平成29年3月31日 *順不同、敬称略



4. 志木市老人保健福祉計画審議会及び介護保険事業計画策定委員会開催

経過

開催日	名称	内容
平成26年 8月 7日	平成26年度第1回 志木市老人保健福祉 計画審議会及び志木 市介護保険事業計画 策定委員会	(1) 会議の運営について (2) 高齢者等実態調査（日常生活 圏域ニーズ調査等）の結果報告 について (3) 高齢者保健福祉計画・第5期 介護保険事業計画の評価等につ いて (4) 志木市の介護保険の現状等につ いて (5) その他
平成26年 9月11日	平成26年度第2回 志木市老人保健福祉 計画審議会及び志木 市介護保険事業計画 策定委員会	(1) 予防給付（訪問介護・通所介 護）に係る地域支援事業への移 行について (2) 高齢者保健福祉計画・介護保 険事業計画策定のための基礎資 料等について (3) その他
平成26年10月16日	平成26年度第3回 志木市老人保健福祉 計画審議会及び志木 市介護保険事業計画 策定委員会	(1) 高齢者保健福祉計画・介護保 険事業計画策定のための基礎資 料等について ① 介護高齢者サービスの実施状 況について ② 志木市高齢者保健福祉計画・ 第6期介護保険事業計画骨子 (案) について (2) その他



開催日	名 称	内 容
平成26年11月20日	平成26年度第4回 志木市老人保健福祉 計画審議会及び志木 市介護保険事業計画 策定委員会	(1) 高齢者保健福祉計画・介護保 険事業計画策定のための基礎資 料等について ① 日常生活圏域の設定について ② 介護保険料の見直しについて ③ 志木市高齢者保健福祉計画・ 第6期介護保険事業計画骨子 (案) について (2) その他
平成26年12月18日	平成26年度第5回 志木市老人保健福祉 計画審議会及び志木 市介護保険事業計画 策定委員会	(1) 高齢者保健福祉計画・介護保 険事業計画策定のための基礎資 料等について ① 志木市高齢者保健福祉計画・ 第6期介護保険事業計画骨子 (案) について ② 介護保険料の設定について (2) その他 ① 計画骨子(案)に対する意見 公募手続の実施について
平成27年 2月10日	平成26年度第6回 志木市老人保健福祉 計画審議会及び志木 市介護保険事業計画 策定委員会	(1) 高齢者保健福祉計画・介護保 険事業計画策定のための基礎資 料等について ① 志木市高齢者保健福祉計画・ 第6期介護保険事業計画骨子 (案) について ② 埼玉県内の第5期(平成24～ 26年度)介護保険料の設定状 況について ③ 第6期(平成27～29年度)介 護保険料の設定について (2) その他



5. 用語集

【あ】

・アルツハイマー病

若年性認知症疾患の一つで、1906年にA.アルツハイマーによって報告された、認知症を主症状とする原因不明の脳の器質性疾患です。脳の組織所見では、全般的な脳萎縮、神経細胞の脱落、神経原線維変化等がみられます。発病年齢は50歳前後で女性に多く、中心症状は認知症で、記憶障がい、見当識障がい、視覚失認等がみられます。今日では老年期に発症する老年性認知症と同一の疾患と考えられ、一括してアルツハイマー型認知症と呼び、その早発型（初老期発症型）といわれています。

・一次予防事業対象者

介護や支援を必要としない元気な高齢者（第1号被保険者）を対象にした、生活機能の維持または向上を図るための事業です。介護予防の基本的な知識の普及や、地域への積極的な参加やボランティアなどの育成などを支援しています。

・インフォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のことをいいます。例えば、近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式な援助活動がこれにあたります。

・嚥下（えんげ）障がい

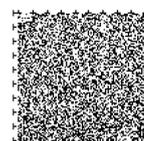
飲食物がうまく飲み込めない、むせる、飲み込んだものが食道でつかえるといった障がい。認知症高齢者や寝たきり高齢者、特に脳卒中等により運動障がいなどをもつ人に多く、嚥下障がい時には誤飲による誤嚥性肺炎に注意する必要があります。

・ADL

日常生活動作（Activities of Daily Living）の略称で、食事、排泄、着脱衣、入浴、移動、寝起きなど、日常の生活を送るために必要な基本動作すべてを指します。高齢者の身体活動能力や障がいの程度を図るための指標です。

・IADL

手段的日常生活動作（Instrumental Activities of Daily Living）の略称です。日常生活動作（ADL）に対して、バスに乗る、電話をかける、調理する、家計を管理するなどといったADL応用の動作のことをいいます。



・ N P O

民間非営利組織（Non-Profit Organization）の略称で、営利を目的とせず、継続的に社会的活動を行う民間の組織（団体）のことで、N P O法人は、特定非営利活動促進法により設立を認められる法人です。

・ ウォーキングシンドローム（散歩症候群）

アルツハイマー病の患者がする外出行動のことで、現在いる場所が、寂しくあるいは不安になり、家族、父、母、子どもの居るところや以前働いていた場所へ行こうとしたり、現在いる場から避難するような状況をいいます。

一般の人でも、このように外に出たいという衝動に駆られることもありますが、基本的には帰宅ができます。これに対し、アルツハイマー病の場合は、外出した場合に帰れない状態があり、本人に対する危険度や本人の不安感が増す結果となります。

・ オレンジカフェ

認知症対策として作成された厚生労働省の認知症施策推進5か年計画は、オレンジプランの愛称で作成されています。計画の目的のひとつである地域での日常生活・家族の支援の強化のために認知症の人や家族、支援者たちが参加して情報交換などを行う場所として認知症カフェ（オレンジカフェ）を普及させることを目指しています。

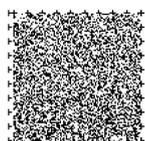
【か】

・ 介護休業

育児・介護休業法に基づく制度で、労働者が家族の介護のために休業を取得することができるというもの。負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障がいにより、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある家族を介護する労働者は、事業主に申し出ることで、対象家族1人につき、要介護状態に至るごとに1回、通算93日を限度として介護休業を取得することができる。事業主は原則として申出を拒否することも、介護休業を理由に解雇等不利益な取扱いをすることもできないこととなっています。平成21(2009)年には、仕事と介護の両立支援を図るための短期休暇制度が創設されました。

・ 介護給付費準備基金

介護保険財政は3年間を単位に運営することから、単年度の保険料の剰余分を基金に積み立て、次年度以降の給付費に充当することとしており、この基金のことを



介護給付費準備基金といます。準備基金事業対象収入額から準備基金事業対象費用額を差し引いて剰余金が生じた場合にこれを積み立てます。

・介護支援専門員【ケアマネジャー】

介護保険制度において、要介護者または要支援者からの相談に応じるとともに、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、市町村、サービス事業者、施設などとの連絡調整等を行う人のことを指します。

・介護付有料老人ホーム

有料老人ホームの一類型で、入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設であり、入居後介護が必要となっても、その有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら居室で生活を継続することが可能な施設をいいます。

・介護福祉士

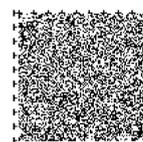
社会福祉士及び介護福祉士法によって創設されたケアワーク専門職の国家資格。介護福祉士の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上または精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者に心身の状況に応じた介護（喀痰吸引等を含む）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者を指します。資格取得のためには、介護福祉士養成施設を卒業するか介護福祉士国家試験等の合格が必要となります（平成 27 年度からは養成施設卒業者も国家試験合格が必要）。

・介護保険制度

平成 12 年 4 月から始まった介護を公的に支えるための保険制度で、介護や支援が必要になった場合（要介護・要支援状態）、状況に応じて保健・医療・福祉のサービスを総合的に受けられる制度です。65 歳以上全員と、40 歳から 64 歳までの医療保険加入者が対象となり、要介護認定を受けて介護保険サービスを利用します。

・介護予防支援

介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防に効果のある保健医療サービスまたは福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けて、その心身の状況、おかれている環境、利用者本人や家族の希望などを考慮したうえで、利用するサービスの種類や内容、これを担当する人などを定めた



計画を立案し、その計画に基づいてサービスが提供されるよう、事業者などと連絡・調整を行うことをいいます。

・ **介護予防・日常生活支援総合事業**

市町村が行う介護保険の第1号被保険者及び要支援者である第2号被保険者を対象として、高齢者の多様なニーズに要対象者の能力を最大限に活かしつつ、多様なサービスを提供する仕組みであり、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を行うものです。要介護状態等となることの予防または要支援状態の軽減、もしくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を目的として実施するものです。

・ **介護療養型医療施設**

主として長期にわたり療養を必要とする人が入院する病院等で、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な医療などのサービスを行う施設です。

・ **介護老人福祉施設**

指定を受けた介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）において、施設サービス計画に基づき、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の管理などのサービスを行う施設です。

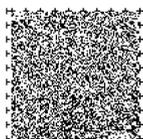
・ **介護老人保健施設**

施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに、日常生活上の世話などのサービスを行う施設です。

・ **看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）**

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせたサービスです。看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図ります。

なお、平成27年度から「看護小規模多機能型居宅介護」のサービス名は、「複合型サービス」から名称変更されました。



・居宅介護支援

居宅サービス、地域密着型サービス、そのほか利用者が日常生活を送るために必要となる保健医療サービスまたは福祉サービスなどを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けて、その心身の状況、おかれている環境、利用者本人や家族の希望などを考慮したうえで、利用するサービスの種類や内容、これを担当する者などを定めた計画を立案し、その計画に基づいてサービスが提供されるよう、事業者などと連絡・調整を行うことをいいます。

また、利用者が地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設への入所を希望する場合には、それらの施設の紹介や必要な便宜を図ります。居宅介護支援を行う専門職を「介護支援専門員」といいます。なお、居宅介護支援を利用できるのは、居宅（ここでいう「居宅」には、自宅のほか軽費老人ホームや有料老人ホームなどの居室も含みます）で生活を送る、「要介護」と認定された人です。

・居宅サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入をいいます。

・居宅サービス計画

居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援を受けたときに要する費用について市区町村から支給される介護給付。指定居宅介護支援介護給付費単位数表で算定した単位数に1単位単価を乗じた額が基準額となります。居宅介護サービス計画費については、利用者の負担はなく、基準額の全額について保険給付されます。利用者が市区町村にあらかじめ利用する指定居宅介護支援事業者の届出をしている場合には代理受領が認められ、市区町村から事業者へ直接、居宅介護サービス計画費を支払うことができます。

・居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

居宅要介護者または要支援者について、病院、診療所の医師、歯科医師、または薬局の薬剤師などにより行われる療養上の管理及び指導をいいます。

・区分支給限度基準額

在宅サービスについて、利用者の状況に応じた適正なサービスを提供するために、要介護度毎に1か月に利用できるサービスの限度額のことです。支給限度額を超えるサービスを受けた場合、超える分の費用は全額利用者負担となります。



・グループホーム

認知症高齢者や障がい者等が、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居またはその形態です。これらの居住者に対する日常生活援助等のサービスを指す意味でも用いられます。介護保険法及び障害者総合支援法において、給付対象サービスとして位置づけられています。

・ケアハウス

60歳以上で、加齢などにより居宅生活に不安のある人が比較的低額で入居できる老人ホームで、食事サービス等の提供が受けられる施設であり、介護保険の「特定施設入居者生活介護」の指定事業者であれば、施設内で介護サービスを提供できます。

・ケアプラン

要介護認定を受けた人に対し、ケアマネジャーがそれぞれの人の心身の状態を考慮して、サービスの種類や内容等、どのような介護を受けるかを決めて作成した計画書です。

・ケアマネジメント

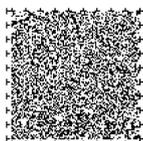
利用者のニーズに則したサービスを見極め、複数のサービスを組み合わせて、総合的に提供されるよう調整を行い、サービスを適切に実施し、効果を評価する一連の作業のことです。

・ケアマネジャー（介護支援専門員）

要介護認定を受けた被保険者の相談に応じ、適切な在宅または施設のサービスが利用できるように連絡調整を行う職種です。保健・福祉・医療の分野において一定の資格や実務経験があり、試験に合格し研修を受けた者です。介護支援専門員はケアマネジャーとも呼ばれています。

・軽費老人ホーム

自宅で生活することが困難な高齢者が入居する、低価格の老人ホームです。食事付きのA型、自炊のB型、高齢者のケアに配慮したケアハウス(介護利用型軽費老人ホーム)があります。ケアハウスは介護保険の施設ではありませんが、指定を受ければ特定施設入居者生活介護として在宅サービスを利用できます。このほか「居住系サービス」である特定施設として新たに高齢者専用賃貸住宅が加わりました。



・ 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等の人権を始めとしたさまざまな権利を保護したり、本人に代わって、その財産を適切に管理することです。

・ 高額介護サービス費

1か月に支払ったサービス利用料(1割)負担の額が一定の上限を超えた場合、この超過分を利用者の申請により市が支払うものです。

・ 高額医療合算介護サービス費

世帯内の同一の医療保険の加入者の方について、毎年8月から1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。基準額は世帯員の年齢構成や所得区分に応じて設定されています。

・ 合計所得金額

純損失・雑損失の繰越控除をしないで計算した次の1～4の合計金額のことです。配偶者控除と扶養控除の判定や均等割が課税されるかどうかの判定に使われます。

- 1 総所得金額
- 2 分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額(特別控除適用前)
- 3 分離課税の株式等に係る譲渡所得等及び分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額
- 4 山林所得金額(特別控除適用後)及び退職所得金額(分離課税されるものを除く)

・ 高齢化率

総人口に占める65歳以上の高齢者の割合のことです。

高齢化社会…高齢化率が7%を超え14%までのものをいいます。

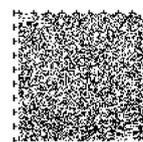
高齢社会…高齢化率が14%を超え21%までのものをいいます。

超高齢社会…高齢化率が21%を超えるものをいいます。

・ 高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)

介護保険法により設置される地域包括支援センターであり、志木市での呼称は、「高齢者あんしん相談センター」としています。

地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられ、市町村及び老人介護支援センターの設置者、一部事務組合、



医療法人、社会福祉法人などのうち包括的支援事業の委託を受けたものが設置することができます。主な業務は、①包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)、②指定介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置されています。

・国民健康保険団体連合会

国民健康保険法の第 83 条に基づき、会員である保険者（市町村及び国保組合）が共同して、国民健康保険事業の必要な事業を行うことを目的にして設立された公法人です。通称は、国保連合会、国保連とされ、統括組織として国民健康保険中央会があります。

【さ】

・サービス付き高齢者向け住宅

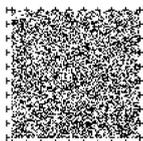
サービス付き高齢者向け住宅は、日常生活や介護に不安を抱く高齢者の単身世帯・高齢者の夫婦のみ世帯が、特別養護老人ホームではなく、住み慣れた地域で、安心して暮らすことが可能になるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの介護サービスを組み合わせた仕組みの住宅であり、地域密着型サービスに位置づけられます。

・在宅介護支援センター

老人福祉法に基づく老人福祉施設の一つで、法律上は老人介護支援センターとして規定されています。地域の老人の福祉に関する問題について、在宅の要援護高齢者や要援護となるおそれのある高齢者またはその家族等からの相談に応じ、それらの介護等に関するニーズに対応した各種の保健、福祉サービス（介護保険を含む）が、総合的に受けられるように市区町村等関係行政機関、サービス実施機関、居宅介護支援事業所等との連絡調整等を行います。

・社会福祉協議会

社会福祉法 109 条によって法的根拠をもち、地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者により構成され、住民主体の理念、に基づき、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の企画・実施及び連絡調整などを行う、市区町村・都道府県・指定都市・全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織です。



・社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、国家試験に合格し厚生労働大臣の免許を受けた者で、社会福祉の専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障がいや環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する専門職です。医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行います。介護保険制度においては、包括的支援事業を適切に実施するため地域包括支援センターに配置されています。

・市町村特別給付

介護保険の標準サービスである介護給付及び予防給付のほかに、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態になることの予防に資する保険給付として市町村が条例で定める保険給付です。介護給付、予防給付に対して「横だしサービス」ともいわれています。

・住宅改修（介護予防住宅改修）

介護保険制度を利用して、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をする場合に費用の9割または8割を支給します。自己負担は1割または2割です。

・終末期ケア

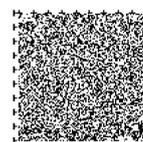
終末期に行われる医療・看護・介護のことです。治癒の見込みがなく、死期が近づいた患者に対し、延命治療中心でなく、患者の人格を尊重したケア中心の包括的な援助を行うことで、身体的苦痛や死に直面する恐怖を緩和し、残された人生をその人らしく生きられるよう援助を行い、「ターミナルケア」とも呼ばれます。

・小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

利用者のニーズに合わせたサービスを行う拠点です。登録された利用者を対象に「通い」を中心に、利用者の様態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供し、居宅における生活の継続を支援します。

・シルバー人材センター

シルバー人材センターは、「高年齢者の雇用の安定等に関する法律」に基づいて、市区町村ごとに設置されている営利を目的としない公益法人（社団法人）です。健康で働く意欲のある高齢者の方々が会員となり、地域の公共団体や民間企業、家庭等から仕事を引き受け、働くことを通して社会に参加することを目的としています。



- ・ **審査支払手数料**

市から国保連合会に委託された介護報酬の審査支払業務に係る手数料のことです。

- ・ **成年後見制度**

判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等を保護するための民法上の制度で、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約を適切な保護者（後見人・保佐人・補助人）が代行して行うことで、本人の権利を守る制度です。

- ・ **ソーシャルキャピタル**

社会・地域における人々の信頼関係や結びつきを表す概念です。

【た】

- ・ **第1号被保険者**

市内に住所を有する65歳以上の方をいいます。第1号被保険者の保険料は、政令に定める基準に従って市区町村が定めた保険料率により算定されます。ただし、第1号被保険者が介護保険施設に入所するために住所を変更した場合は、変更前の市区町村の被保険者となります（住所地特例）。

- ・ **第2号被保険者**

市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者をいいます。第2号被保険者の保険料は市区町村では徴収せず、加入する医療保険者が介護保険料を徴収します。

- ・ **短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）**

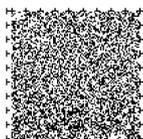
介護老人福祉施設などに短期間入所して、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練等を行うサービスです。

- ・ **短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）**

介護老人保健施設などに短期間入所して、看護、医学的管理の下に介護・機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話等を行うサービスです。

- ・ **地域支援事業**

要支援、要介護状態にならないようにするための事業で、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」と大きく3つの事業から構成されています。



・地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるため、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援を、継続的かつ包括的に提供する仕組みをいいます。地域包括ケアシステムの実現に向けて、日常生活圏域で地域包括ケアを有効に機能させる地域の中核機関として、地域包括支援センターの制度化が 2005(平成 17)年の改正介護保険法に盛り込まれました。また 2011(平成 23)年の同法の改正においても同様の趣旨の改正が行われました。

・地域密着型サービス

平成 18 年 4 月の介護保険制度改正に伴って導入されたサービスです。都道府県知事の指定(許可)を受ける介護保険施設とは違い、区市町村ごとにサービス提供事業者が指定され、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活できるよう柔軟なサービスが提供されます。

・地域密着型特定施設入居者生活介護

「地域密着型特定施設」に入居している利用者に対して、その施設が提供するサービスの内容などを定めた計画(地域密着型特定施設サービス計画)にもとづいて行われる入浴、排泄、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、日常生活上の世話をいいます。

なお、「地域密着型特定施設」とは、有料老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームであって、入居者が要介護者とその配偶者などに限られ、入居定員が 29 人以下であるものをいいます。

・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設に入所している利用者を対象として、その施設が提供するサービスの内容やこれを担当する職員などを定めた計画(地域密着型施設サービス計画)に基づいて行われる入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練、療養上のサービスをいいます。

なお、ここで、「地域密着型介護老人福祉施設」とは、入所定員が 29 人以下の特別養護老人ホームであって、「地域密着型施設サービス計画」に基づいてサービスを提供する施設をいいます。

・地域密着型通所介護

平成 27 年の介護報酬改定で、通所介護の施設区分が見直されます。具体的には、「小規模型事業所」を大規模型または通常規模型事業所のサテライト型事業所に、



あるいは、地域密着型通所介護、小規模多機能のサテライト型事業所に移行しようというのですが、1か月に平均利用人数が300人以内の小規模の通所介護について、地域密着型サービスとして転換しようとする新しい制度です。

・ **通所介護（介護予防通所介護）**

「デイサービス」ともいい、介護保険施設等に通り、入浴、食事、健康チェック、日常動作訓練やレクリエーションなどのサービスを受けます。

・ **通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）**

病院や介護老人保健施設などに出向いて、入浴や食事などと同時にリハビリテーションのサービスを受けます。

・ **定期巡回・随時対応型訪問介護看護**

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

・ **特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）**

指定を受けた有料老人ホーム、ケアハウス等に入居している高齢者に、介護サービス計画に基づき入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話を行うサービスです。

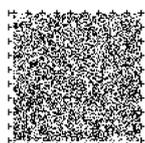
・ **特定入所者介護（予防）サービス費**

特定入所者介護（予防）サービス費とは、介護保険制度にて、所得が低い要介護（支援）者が施設サービスなどを利用した場合に係わる食費・居住費の負担を軽くするために支給される介護給付です。

対象サービスは、介護保険施設サービス・指定介護療養施設サービス・指定介護福祉施設サービス・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・短期入所生活介護・短期入所療養介護・介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護で、食事の提供に要する費用と居住に要する費用それぞれについて、施設における平均的な費用を勘案した基準額と利用者の所得に応じた負担の限度額の差が支給されます。

・ **特定福祉用具販売（介護予防・特定福祉用具販売）**

福祉用具のうち、入浴や排泄の際に用いられるなど、貸与にはなじまないもの（こ



れを「特定福祉用具」といいます)を販売することをいいます。具体的には、①腰掛便座、②自動排泄処理装置の交換可能部品、③入浴補助用具、④簡易浴槽、⑤移動用リフトのつり具の部分の5品目です。

特定福祉用具販売を利用できるのは、居宅（ここでいう「居宅」には、自宅のほか軽費老人ホームや有料老人ホームなどの居室も含まれます。）で生活を送る、「要介護」と認定された人です。

【な】

・内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）

肥満、なかでもお腹の内臓の周りに脂肪がついている人が、脂質異常や高血圧、高血糖のいずれか2つ以上をあわせ持っている状態をいいます。

・二次予防事業対象者

65歳以上で生活機能が低下し、介護が必要となるおそれがある高齢者に対し、運動器の機能向上、栄養指導、口腔機能向上などの介護予防プログラムを実施します。二次予防事業の対象者は、介護予防基本チェックリストにより介護が必要となるおそれが高いと判定された人や要介護・要支援認定の非該当者などです。

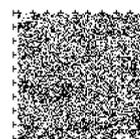
・日常生活圏域

日常生活圏域は、市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して日常生活圏域を定めるものであり、小学校区、中学校区、旧行政区、住民の生活形態、地域づくりの単位など、面積や人口だけでなく、地域の特性などを踏まえて、高齢者の生活圏域として設定されています。

各圏域に、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）を設置し、地域密着型サービス提供の区域となります。

・認知症

一度獲得された知能が、脳の器質的な障がいにより持続的に低下したり、失われる症状のこととされ、一般に認知症は器質障がいに基づき、記銘・記憶力、思考力、計算力、判断力、見当識の障がいがみられ、知覚、感情、行動の異常も伴ってみられることが多くあります。記憶に関しては、短期記憶がまるごと失われることが多く、長期記憶については保持されている場合があります。従来使用されていた「痴呆」という用語から「認知症」という表現が使用されることとなりました。



- ・ 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

認知症の少人数の利用者に対して、共同生活を通して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

- ・ 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

認知症にある人が、老人デイサービスセンターなどを訪れて利用する、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練をいいます。自宅のほか、軽費老人ホームや有料老人ホームなどの居室で生活を送っている人も利用できます。

【は】

- ・ 廃用性症候群

心身の不使用が招くさまざまな機能低下を表し、身体的には筋や骨の萎縮や関節拘縮、起立性低血圧等の循環器機能の低下等（低運動性症候群ともいう）、精神的には意欲の減衰や記憶力低下等があります。近年では「生活不活発病」とも呼ばれています。

- ・ バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは建築用語として登場し、建物内の段差の解消等物理的障壁の除去という意味合いが強いものの、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられています。

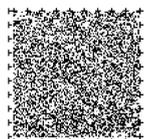
- ・ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせたサービスです。看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図ります。

なお、「複合型サービス」は、サービス名称の変更により平成 27 年度から「看護小規模多機能型居宅介護」に変更されています。

- ・ 福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

利用者の心身の状況、希望及びその環境をふまえたうえで、適切な福祉用具を選定するための援助、その取付けや調整などを行い、①車いす、②車いす付属品、③特殊寝台、④特殊寝台付属品、⑤床ずれ予防用具、⑥体位変換器、⑦手すり、⑧ス



ロープ、⑨歩行器、⑩歩行補助つえ、⑪認知症老人徘徊感知機器、⑫移動用リフト（つり具の部分を除く）、⑬自動排泄処理装置の福祉用具を貸し与えることをいいます。

・訪問介護（介護予防訪問介護）

ホームヘルパー（訪問介護員）が利用者の自宅を訪問し、身体介護や家事援助を行うサービスです。

・訪問看護（介護予防訪問看護）

看護師、准看護師、保健師、理学療法士及び作業療法士が居宅を訪問して行う療養にかかわる世話、または必要な診療の補助を行うサービスをいいます。

訪問看護を利用できるのは、居宅（ここでいう「居宅」には、自宅のほか軽費老人ホームや有料老人ホームなどの居室も含まれます。）で生活を送る「要介護」と認定された人です。ただし、主治医が、利用者の病状が安定しており、訪問看護が必要だと認めた場合に限りです。

・訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）

居宅を訪問し持参した浴槽を使用して、入浴介護することをいいます。訪問入浴介護を利用できるのは、居宅（ここでいう「居宅」には、自宅のほか軽費老人ホームや有料老人ホームなどの居室も含まれます。）で生活を送る要介護及び要支援と認定された人です。

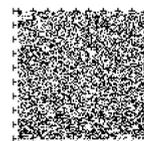
・訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士という専門職が、居宅（ここでいう「居宅」には、自宅のほか軽費老人ホームや有料老人ホームなどの居室も含まれます。）を訪問して行われる、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とするリハビリテーションをいいます。訪問リハビリテーションを利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人です。ただし、主治医が、利用者の病状が安定しており、サービスの利用が必要だと認めた場合に限りです。

【ま】

・モニタリング

ケアプランに照らして状況把握を行い、現在提供されているサービスで十分であるか、あるいは不必要なサービスは提供されていないか等を観察・把握することです。モニタリングされた事項は、ケアチームにおいて評価され、必要に応じてケアプランの変更を検討します。



【や】

・夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回訪問や、通報に応じて介護福祉士などに来てもらう介護サービスです。

・有料老人ホーム

高齢者が入居し、食事の提供等日常生活に必要なサービスを提供する施設であり、介護保険の「特定施設入居者生活介護」の指定事業者であれば、施設内で介護サービスを提供でき、指定事業者でなければ、地域の居宅介護サービスを受けることができます。

・ユニットケア

特別養護老人ホームなどにおいて、居室をいくつかのグループに分けて一つの生活単位とし、少人数の家庭的な雰囲気の中でケアを行うものです。グループごとに食堂や談話スペースなどの共用部分を設け、また職員の勤務形態もユニットごとに組むなど、施設の中で居宅に近い居住環境を作り出し、利用者一人ひとりの個別性を尊重したケアを行います。

・ユニバーサルデザイン

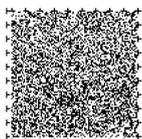
ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。交通機関や建築物、食器などの日常生活用品などに活かされています。

・要介護度

介護の必要性の程度に応じて定めた区分のことをいい、最も軽度である「要支援1」から最重度の介護を要する状態である「要介護5」までの7区分になっています。

・要介護及び要支援認定

介護給付を受けようとする被保険者の申請によって、要介護者・要支援者に該当するかどうか、また、該当した場合は要介護度について、全国一律の客観的な方法基準に従って市区町村が行う認定を指します。



・ 養護老人ホーム

低所得者であり、家族関係や住宅事情等で自宅での生活が困難な高齢者のための老人福祉施設です。措置決定がされた場合に利用するときもあります。

【ら】

・ リハビリテーション

疾病や傷害によって失われた生活機能の回復を図るため、機能障がい、能力障がい、社会的不利への治療プログラムによって人間的復権を目指す専門的技術及び体系のことをいいます。

また、リハビリテーションに関し、他の人や道具に頼らないで日常生活を行えるのか評価する方法として、FIM（機能的自立度評価法）を使い、介護負担度の評価を行っています。数あるADL評価法のなかでも、最も信頼性と妥当性があるといわれ、リハビリの分野などで幅広く活用されています。

・ 老老介護

家族の事情などにより、高齢者が高齢者の介護を行わなければならない状態のことをいい、体力的または精神的な問題により、負担が大きいことから、高齢社会における問題にもなっています。

・ ロコモティブシンドローム

運動器の障がいにより、要介護状態になるリスクが高い状態を言います。原因としては、運動器自体の疾患に基づくものと加齢による運動器機能の低下によるものがあります。

